

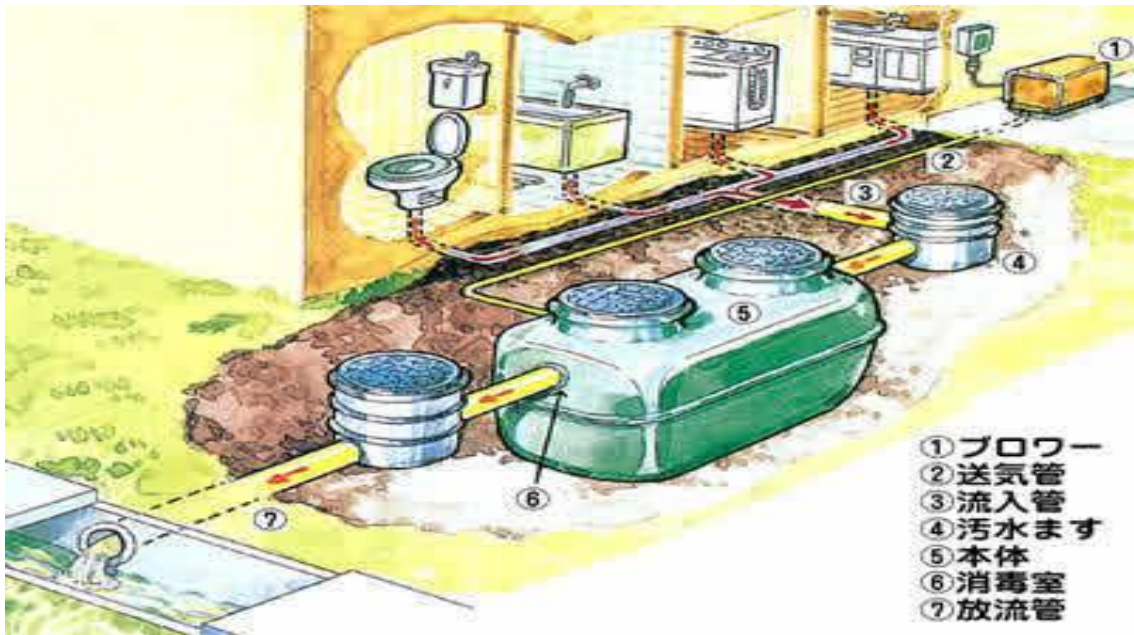
浄化槽整備区域（下水道処理区域外）にお住まいの方へ

「合併処理浄化槽」をご存じですか？

従来のし尿のみを処理する「単独処理浄化槽」に比べると、はるかに処理能力が高く、し尿処理をはじめ、台所・浴室・洗濯・洗面などの全ての生活雑排水を戸別にまとめて沈殿分離や微生物の作用によって処理・消毒し、きれいな水に戻してから側溝・河川などの公共用水域等へ放流する環境にとってもやさしい施設をいいます。

※ 自家用車1台分のスペースがあれば設置でき、工期も短期間（2週間程度）ですみます。

「合併処理浄化槽」の仕組みについて



「設置にかかる費用」について（排水設備に係る費用は除きます。）

- ・5人槽（130㎡以下の住宅） 110万円～140万円
- ・7人槽（130㎡超の住宅） 130万円～160万円
- ・10人槽（二世帯住宅） 170万円～200万円

※ 立地条件などにより大きく異なる場合がありますので、あくまで参考料金とお考え下さい。
設置を希望される方は、事前に工事業者から見積りを依頼する事をお勧めします。

「設置後の維持費用」について（参考料金）

合併処理浄化槽は維持管理が重要となります。設置後は、浄化槽法により「保守点検」「清掃」「法定検査」の3つを行なうことが義務付けられています。

《年間経費》 5人槽 6～7万円、7人槽 7～8万円、10人槽 8～9万円

※ 合併処理浄化槽は、メンテナンス（維持管理）を適切に実施することにより、耐用年数は約30年とされています。

詳しくはお問合せ下さい。

市民環境課 TEL39-2308